大気常時監視測定局ネーミングライツ公募要項

# １ 公募の趣旨

横浜市における施設維持管理コストの軽減及び施設の魅力向上や環境保全等に資することを目的として、「大気常時監視測定局」のネーミングライツ（命名権）について、スポンサーの公募を行います。

# ２ 公募主体

横浜市

# ３ 応募できる者

1. 自らネーミングライツスポンサーとなることを希望する団体等が契約することができます。

※広告代理店等による申込みを妨げるものではありません。

1. 政治団体・宗教団体、公職にあるものが役員を務める団体は契約できません。
2. 横浜市広告掲載要綱及び横浜市広告掲載基準の規定に違反する団体等は契約できません。
3. 申込時点で、公序良俗に反する事業を行う団体等、国・地方公共団体において一般競争入札の参加資格制限を受けている法人及び国税、地方税を滞納している法人は契約できません。
4. 契約者の所在地については横浜市内外を問いません。
5. 横浜市広告掲載基準第５条に定める規制業種・事業者は契約できません。

# ４ ネーミングライツ対象施設

大気常時監視測定局　全27局

所在地：中区本牧大里町ほか26か所

横浜市Webサイト「大気常時監視測定局の配置図」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/kanshi_center/sanko/taiki_haichizu.html>

　　 施設概要は以下に記載「参考」のとおりです。

# ５ ネーミングライツ（命名権）の範囲

大気常時監視測定局の愛称として、スポンサーの企業名または商品（ブランド）名を付けることが可能です。

【条件】

① 施設の魅力を高めるようなふさわしい愛称を付けてください。

② 愛称名には、元の測定局名を含むものとしてください（カッコ書き可）。

　 また、全ての測定局を統一した愛称としてください。

　（例）

・測定局名：中区本牧測定局

・スポンサー名：ミドリカンキョウ

＜愛称名＞

・ミドリカンキョウ中区本牧測定局

・中区本牧ミドリカンキョウ測定局

・ミドリカンキョウ大気常時監視測定局（中区本牧）など

③ 正式名は変更しませんが、横浜市は対外的に「愛称」を使用します。

④ 混乱を避けるため、原則として契約期間中の名称変更はできません。

⑤ 提案された愛称名については、横浜市が設置するネーミングライツ導入検討会（以下、「導入検討会」という。）における検討結果や市民意見募集等を踏まえ、決定します。検討の結果、申込者に対して愛称名の再提案を求める場合がありますのでご了承ください。

**６ スポンサーメリット**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **スポンサーメリット** | **内 容** | **備 考** |
| １ | ウェブサイト等への愛称露出 | 横浜市のウェブサイト等広報ツールにおいて、愛称付与のお知らせや、愛称を表示します |  |
| ２ | 屋外測定局への愛称標示 | 屋外に設置をしている測定局舎の壁面に愛称を標示（約３㎡未満）することができます | 測定局舎及び標示場所、標示方法等は協議により決定し、費用はネーミングライツスポンサーの負担とします |
| ３ | マスコミ・市民等への愛称周知 | 市が関係機関に愛称の使用・周知を働きかけます |  |
| ４ | その他 | 協議による | １～３以外のご希望については協議のうえ決定します |

**７ 契約条件**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **内 容** | **条 件** | **備 考** |
| 希望契約金額 | 年間 40 万円以上（市への納入額・税抜） | ・契約金額は全27局を一括対象としたものとします・契約料の支払いは年度単位とします・ネーミングライツスポンサーの責により契約が解除された場合の契約料は返還できません |
| 愛称使用期間 | ３年間 | 契約終了年以降の契約継続に関しては優先交渉権があります |
| 愛称使用開始時期 | 令和７年４月（予定） |  |
| 施設の魅力向上や環境保全等に資する提案 | スポンサーとして、施設の魅力向上や環境保全等に資する提案をしてください |
| 契約満了後の原状回復 | 測定局舎に標示する愛称等の原状回復については、ネーミングライツスポンサーが行うこととします |

**８ 申込方法**

別紙１に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付（別途郵送可）して、申込先に持参、E メールまたは郵送のいずれかの方法により提出してください。

【必要添付書類】

* 印鑑証明書
* 登記事項証明書【商業登記簿謄本】
* 会社概要及び直近３か年の決算報告
* 納税証明書【法人税、法人事業税、法人住民税、消費税・地方消費税（直近 1 年間分）】

# ９ 公募期間

令和６年８月１日（木）午前 ８時45分から８月 20 日（火）午後５時15分まで

※郵送の場合の締め切りは、８月20 日（火）の消印有効とします。

1. **選定方法**

公募期間終了後、導入検討会の結果を踏まえ、希望契約金額、愛称案、その他要素を総合的に判断し、優先交渉権者として決定した後、当該施設のネーミングライツの導入について関係者及び市民からの意見聴取を経て、契約条件を協議したうえで契約を締結します。

※導入までの流れ等は、「横浜市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/private-fund/naming-rights/naming-rights.html> ）

# 愛称名の使用開始までの流れ

|  |  |
| --- | --- |
| **手続きの流れ** | **スケジュール（予定）** |
| ①お申込み | 令和６年８月１日（木）～令和６年８月 20 日（火） |
| ②書類審査 | 令和６年９月～10月 |
| ③導入検討会による検討 |
| ④優先交渉権者の選定 |
| ⑤関係者及び市民への意見聴取 | 令和６年10月 |
| ⑥導入検討会による検討 | 令和６年11月～12月 |
| ⑦契約相手方の決定及び契約締結 | 令和６年12月～令和７年１月 |
| ⑧愛称の周知期間 | 令和７年２月～３月 |
| ⑨愛称の使用開始 | 令和７年４月 |

1. **お申込み・お問合せ先**

【申込書提出先、申込条件・方法に関する問合せ】

〒231-0005

横浜市中区本町６丁目50番地の10

横浜市みどり環境局　環境管理課

T E L：045-671-2499

F A X：045-681-2790

E-mail：mk-kankyokanri@city.yokohama.lg.jp

**参考　施設概要**

生活環境に関する環境基準への適否等の現状把握や環境保全に関する施策の効果を確認するため、大気環境の監視を継続的に行っている施設です。

建物に付設した施設とコンテナ型の施設があります。

測定項目は二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質、メタン、非メタン炭化水素、風向、風速等で大気環境は長期的に見て改善傾向にあり、良好な状態が継続しています。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（局数）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 建物内 | コンテナ型 | 合計 |
| 一般環境大気常時監視測定局 | ７ | 12 | 19 |
| 自動車排出ガス常時監視測定局 | － | ８ | ８ |



別紙１

令和６年　月　日

横浜市長

申込団体名：

所在地：

代表者職氏名：

大気常時監視測定局へのネーミングライツについて応募します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申込者 | 会社名 |  |
| 本社所在地 |  |
| 業種 |  |
| 業務内容 |  |
| スポンサー | 会社名 |  | 申込者とスポンサーが同一の場合は記載不要です |
| 本社所在地 |  |
| 業種 |  |
| 業務内容 |  |
| 愛称名案 |  |
| 希望金額（年額・消費税抜） | 円／年 |
| 施設の魅力向上や環境保全等に資する提案 |  |
| 公募要項６の４その他希望するスポンサーメリット |  |
| 連絡先 | 団体名 |  |
| 所在地 |  |
| 担当部署役職・氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| Ｅ－mail |  |

* 申込者とスポンサーが異なる場合は、申込者につき本申込書を作成し、スポンサー欄にスポンサー企業名等を御記入ください。
* 申込の際には、下記の書類を添付（別途郵送可）してください。

【添付書類】（申込者とスポンサーが異なる場合は、両者の書類を提出してください）

* 印鑑証明書
* 登記事項証明書【商業登記簿謄本】
* 会社概要及び直近３か年の決算報告
* 納税証明書【法人税、法人事業税、法人住民税、消費税・地方消費税（直近１年間分）】